

- (15) 当先 まつさきに、第一に。
- (16) 本命 生まれた年の干支。本命の年は迷信では、悪い年とされる。
- (17) 徑行 勝手に。
- (18) 棄撤^{キセツ} 棄ては棄てる。
- (19) 来使 相手側の立場に立った表現で、琉球の使。ここでは南米結制等をさす。原文の「来」(やや不明)の横に「差」の書きこみがあるが、正しくは「来」。「一六二四」も「来」。
- (20) 回文 「一六二二」「一六二三」。
- (21) 表箋 「二二一〇」「二二一一」「二二一二」。
- (22) 生事 事を引き起こすこと。
- (23) 多般 多い。事の多いこと。
- (24) 札部に否 「一六二四」。
- (25) 宣徳九年 月 日 内容からみて「一六二四」と同じ八月十五日かと思われる。

1-12-14

国王尚巴志の、正統帝の即位を慶賀する表

(一四三五、□、□)

琉球国中山王臣尚巴志、誠權誠忤、稽首頓首して上言す。

伏して以うに、天、下民を佑^{たす}け、四時序ありて風雨時あり、五穀熟して民人育つ。恭しく惟うに、天を承^{おも}け命を受け、宇内に君師たり。相して以て之を奠^{まつ}め、和して以て之を安んず。是を以て克く天心を享^うけ永く宝曆を膺^うげ、仁恩を四海に溥^{ひろ}め太平を万年に

建つ。臣尚巴志、幸いにして明^①時に遇い聖君の天位に嗣登するに

忻逢す。遠く藩維に処れども心は馳せて遥賀し、紫宸を仰ぎて三祝し聖寿の以て天と齊しきを祈る。天を瞻^{のぞ}み聖を仰ぎ激切屏宮の至りに任^まうる無し。謹んで表を奉り賀を称して以聞す。

宣徳十年(一四三五) 月 日 琉球国中山王臣尚巴志、謹んで上表す

注 (1) 明時 あきらかに治まっている世。

(2) 聖君の天位に嗣登 宣徳十年正月壬午、英宗正統帝が即位。

1-12-15

国王尚巴志の、内官柴山と犯罪人八郎の処置について謝する

表(一四三五、□、□)

琉球国中山王臣尚巴志、宣徳十年(一四三五)八月十二日、欽んで勅諭^①一道を受け、内に開読するに、内官柴山及び罪人八郎等の事なり。欽んで勅して知らしむるを奉じ謹んで表を奉りて謝を称する者なり。臣尚巴志、誠權誠忤、稽首頓首して上言す。

伏して以うに、聖恩の敷布は広大なること天の如く、凡そ臣民に在りては均しく雨露^{うるお}に霑^ぬう。恭しく惟うに、皇帝陛下は聖人にして文武あり、治は百王に同じ、春育^{はるこ}は海涵^{うみ}にして兆民は忻戴^こす。是を以て、天心は永く眷^{あま}み、洪業は愈々昌^{さか}なり。臣尚巴志、深